

国立大学法人京都大学教職員休職規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(前略)</p> <p>(病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあつては教育研究評議会、その他の職員にあつては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の議に基づき総長が行う。ただし、当該教職員から同意書の提出があつた場合は、教員にあつては教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、その他の職員にあつては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2 就業規則第15条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、総長は大学の産業医若しくは指定する医師への受診を命じ、又は本人の主治医に直接意見を聴取することができる。</p> <p>3 前項の規定による受診を命ぜられた教職員は、速やかに医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(休職の手続)</p> <p>第6条 教職員を休職にする場合又は休職期間を更新する場合には、その事由を記載した説明書を教職員に交付して行うものとする。ただし、当該教職員から同意書の提出があつた場合はこの限りでない。</p> | <p>(病気休職)</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあつては教育研究評議会、その他の職員にあつては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の議に基づき総長が行う。ただし、<u>本人の主治医の診断の結果に基づいて行う場合又は当該教職員から同意書の提出があつた場合は</u>、教員にあつては教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、その他の職員にあつては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>(休職の手続)</p> <p>第6条 教職員を休職にする場合又は休職期間を更新する場合には、その事由を記載した説明書を教職員に交付して行うものとする。ただし、<u>本人の主治医の診断の結果に基づいて行う場合又は当該教職員から同意書の提出があつた場合は</u>この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> |